各種議案

指定管理者の指定（愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場）

愛鷹運動公園のテニスコート及び芝生広場の指定管理者として、株式会社日産クリエイティブサービス代表取締役青木征彦を指定するものです。指定の期間は平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までです。

沼津市後期高齢者医療に関する条例の制定

後期高齢者医療制度の施行に伴い、本市が行う業務に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。老人保健制度に代わり、平成二十年四月一日から施行される本制度は、都道府県に設置される後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の賦課や保険給付などの運営全般を行い、市町村が窓口業務や保険料の徴収などを行うものです。

沼津市男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画に関する基本理念や市、市民、事業者、市民団体等の責務、施策の基本的な事項等を定め、男女共同参画社会の実現を目指すため、条例を制定するものです。

沼津市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正

後期高齢者医療制度の施行に伴い、基金の設置目的に係る費用の名称を改めるほか、所要の改正を行うものです。

道路特定財源の確保に関する意見書

道路は国民の活力ある地域社会を形成するとともに、生活を支える基幹的な社会資本である。

しかしながら、本市における道路の状況は、質・量とも十分とは言えず、生活の豊かさを実感できない状況であり、道路整備には住民からも強い期待が寄せられている。

本市においては、広域交通網の充実を図る高規格幹線道路やバイパス整備、幹線道路の立体交差化、さらに、街路事業、土地区画整理事業による道路整備事業などが各所で進められているところである。

このような中、国会において道路特定財源関係諸税に関する改正法案が提出されたが、道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく地方にとっても非常に貴重な財源であり、このことは市民への周知を図っているところである。

上記事業を初めとする道路整備を安定的に継続させていくには、市の税収が確保されなければならないことはもとより、交付金制度のより一層の拡充が必要である。

よって、国においては、地方の道路整備の重要性を十分に踏まえ、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1　高規格幹線道路から生活道路に至るまで体系的な道路網の着実な整備推進を図るため、道路特定財源関係諸税の暫定税率を維持すること。
2　地域の実情に柔軟に対応するため、地方道路整備臨時交付金事業制度を継続かつ拡充すること。
3　道路特定財源については、受益者負担という制度の趣旨を踏まえ、他の目的に使用することなく道路整備に充当すること。

※上記意見書は、本年２月13日に可決された後、関係官庁等へ送付しました。

〈人事案件〉

人権擁護委員

平成二十年六月三十日任期満了となる白銀町在住の**望月保身**（もちづきやすみ）氏、本字出口町在住の**鈴木隆義**（すずきたかよし）氏、西間門在住の**木村保成**（きむらやすなり）氏及び三芳町在住の**伊東哲夫**（いとうてつお）氏を再任することについて同意されました。

固定資産評価審査委員会委員

平成二十年三月三十一日任期満了となる三輪美明（みわよしあき）氏の後任として、上土町在住の**梅田久実**（うめだくみ）氏を選任することについて同意されました。

このほか、三十二件の議案が報告、可決されました。

次回の定例会は、六月六日（金）から開催される予定です。

発行　沼津市議会
編集　議会だより編集委員会
〒410-8601　沼津市御幸町16番１号
TEL　055-934-4711　FAX　055-931-1226
E-mail:gikai-jim@city.numazu.shizuoka.jp
沼津市議会のホームページ
http://www.city.numazu.shizuoka.jp/sisei/g-sigiki/
で、本会議・全員協議会の会議記録が検索・閲覧できます。（２月定例会の会議記録は５月下旬から検索・閲覧できる予定です。また、定例会の内容については、上記ホームページで随時更新しています。）